

「第2回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」 次第

〔 令和5年4月3日（月）7:30～
テレビ会議室 〕

1 開 会

2 協議事項

（1）道内での高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

（2）千歳市B農場の防疫計画案について

（3）千歳市A農場の防疫作業の進捗状況について

（4）高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応等について

（5）その他

3 本部長からの指示事項

4 閉 会

高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

昨日(2日)、千歳市の家きん飼養B農場で、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生。
概要は次のとおり。

1 農場の概要

(1) 場 所: 千歳市B農場 (2) 飼養羽数: 採卵鶏 約39万羽(疫学関連農場4万羽を含む)

2 経緯

(1) 農場から道への通報

ア 日 時 令和5年4月2日(日)8時40分 イ 内 容 死亡家きんが増加

(2) 立入検査

- ・石狩家畜保健衛生所が立ち入りし、A型インフルエンザウイルス簡易検査を実施。
- ・同日15時00分に陽性を確認。

(3) 簡易検査

- ・石狩家畜保健衛生所にて再度、簡易検査を実施。
- ・同日20時00分に陽性を確認。

(4) 確定検査

- ・石狩家畜保健衛生所において、確定検査(遺伝子検査)を実施。
- ・本日5時00分に陽性を確認。

(5) 疑似患畜の確認

- ・国が道の簡易検査及び確定検査の結果等に基づき確認中。(同日8時00分頃判明予定)

3 周辺農場

移動制限区域(半径3km以内) 100羽以上 : 2戸 約51万羽(3/28(火)発生農場を除く)
搬出制限区域(3~10km) 100羽以上 : 5戸 約50万羽

4 今後の対応

本会議終了後、速やかに石狩振興局対策本部会議を開催し、殺処分等の防疫措置を開始。

高病原性鳥インフルエンザ 発生時の初動対応について(千歳市B農場)

異常家さんの発生、家畜保健衛生所の立入検査

13:30

-18.5h

- 家畜保健衛生所による立入検査
- 情報伝達

農場で実施した簡易検査が陽性

15:00

-15.0h

- 簡易検査
- 情報伝達
- 対策本部設置
- 防疫計画検討
- 動員、資材調達手配開始



家保で実施した簡易検査が陽性

20:00

-12.0h

- 確定検査(遺伝子検査)の開始(翌5:00検査終了)
- 情報伝達(国へ報告、判定)
- 動員・資材調達開始



疑い事例の発生についてプレスリリース

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

翌8:00頃

±0h

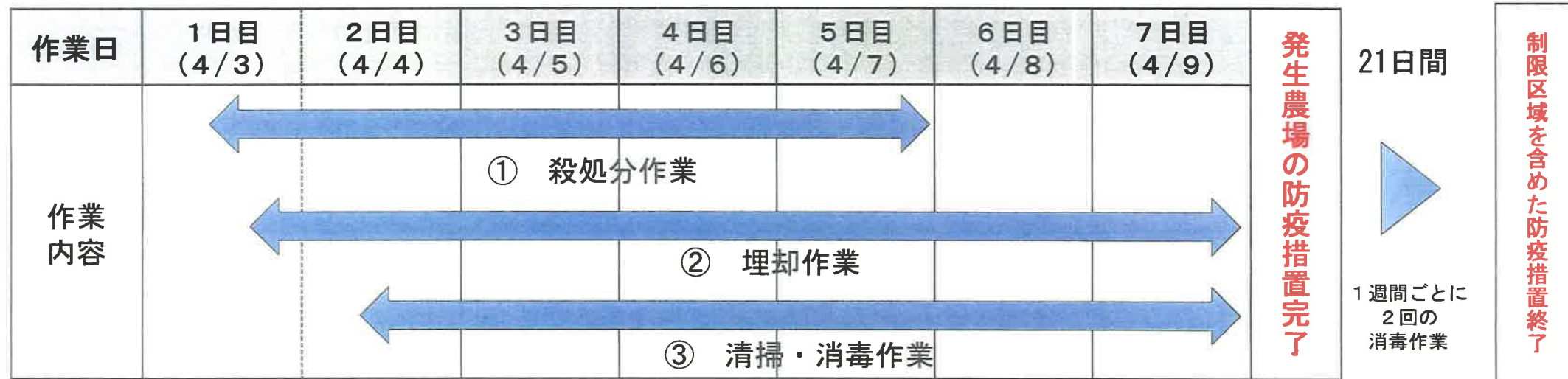
千歳市B農場（採卵鶏） 防疫計画（案）の概要

■ 作業シフト・動員計画

- 8時間の3交代制シフト（自衛隊は4時間の6交代シフト）
- 常時道職員約90人＋自衛隊＋関係機関・団体

■ 防疫措置期間

- ① 殺処分作業 5日間
- ② 埋却作業 7日間
- ③ 鶏舎施設の清掃・消毒作業 7日間



千歳市 A 農場（採卵鶏） 防疫作業の進捗状況

■ 作業シフト・動員計画

- 8時間の3交代制シフト（自衛隊は4時間の6交代シフト）
- 常時道職員約120人＋自衛隊約90→150人＋関係機関・団体（※4/3以降常時約30名）（※3/30撤収済）

■ 防疫措置期間

- ① 殺処分作業 7日間
- ② 埋却作業 9日間
- ③ 鶏舎施設の清掃・消毒作業 9日間

《本日》

作業日	1日目 (3/28)	2日目 (3/29)	3日目 (3/30)	4日目 (3/31)	5日目 (4/1)	6日目 (4/2)	7日目 (4/3)	8日目 (4/4)	9日目 (4/5)	発生農場の防疫措置完了
作業内容										
	① 殺処分作業									
										
					② 埋却作業					
										
			③ 清掃・消毒作業							

21日間

1週間ごとに
2回の
消毒作業

制限区域を含めた防疫措置終了

高病原性鳥インフルエンザの防疫対応について(千歳市A農場)

資料 5

発生農場の防疫

通行制限

○ 発生場所のバイオセキュリティの確保

家きんの殺処分

○ 炭酸ガスを使用

汚染物品処理

埋却

○ 埋却、堆肥化、一定期間封じ込め等

消毒(1回目)

○ 消毒薬噴霧、消石灰散布

農場防疫措置完了

○ 約1週間ごとに2回消毒実施

制限区域を含めた防疫措置の終了



A農場

採卵鶏
約55.8万羽飼養
(国内82例目)
(道内3例目)

3月28日
殺処分開始
〔4月3日完了(予定)〕

3月28日
埋却開始

4月5日
農場防疫措置完了(予定)

4月13日(消毒2回目)(予定)

4月21日(消毒3回目)(予定)

4月27日
防疫措置
終了予定

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応等について

令和5年(2023年)4月3日
農政部畜産振興課

1 鶏卵の供給

- 鶏卵価格については、飼料価格の高騰等に加え国内での鳥インフルエンザの多発により、卸売価格は、例年を大きく上回る水準で推移。
- 今回の発生により約90万羽が処分され、道内生産量の2割弱を占めることから、安定供給への影響を懸念。
- 国では、鶏卵の安定生産と家計への優先提供を要請しており、道としても、これまで関係団体に2度にわたり要請し、引き続き、動向を注視しながら適切に対応。

2 家畜伝染病予防法による手当金・交付金

○殺処分家きんに対する手当金及び特別手当金

【手当金】

- ・ 患畜（検査した鶏） 評価額の1/3
- ・ 疑似患畜（殺処分した鶏） 評価額の4/5

【特別手当金】

- ・ 患畜（検査した鶏） 評価額の2/3
 - ・ 疑似患畜（殺処分した鶏） 評価額の1/5
- ※ 手当金と特別手当金により評価額の10/10を補償。

○農家への支援措置

- ・ 移動及び搬出制限農家を対象に売上げ減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と道(1/2)で全額交付。
- ※ 交付金及び農家への支援措置に道が負担した場合、その経費の4/5を特別交付税措置。

3 家畜防疫互助事業の窓口

○経営支援互助金

- ・ 発生農場が新たに鶏を導入し、経営を再建する場合、経営支援互助金を交付。

【企業型】

採卵鶏（成鶏）970円/羽 （育成）450円/羽

- ※ 生産者自らが積立てを行い、発生農場の経営再建を相互に支援する仕組みに国が支援。

4 金融相談窓口の設置

- 日本政策金融公庫が「高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生に関する相談窓口」を設置。